

職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人こども未来ネットワーク（以下「当法人」という）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、2名を専任理事とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

副理事長の職務は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によってその職務を代行する。

(専任理事)

専任理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス担当理事
コンプライアンス規程に基づき、職務を遂行する。
- (2) 会計担当理事
経理規程に基づき、職務を遂行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和2年2月5日より施行する。